

事例6 錨泊中、相手船に気づき、注意喚起を行ったが、衝突した場合  
(相手船：漁獲の確認中／自船：注意喚起時、汽笛等を活用せず)

錨泊中、接近してくる漁船に、手を振り声を出して注意を喚起したが衝突

概要：A船は船長Aが1人で乗り組み、釣り客5人を乗せて錨泊中、  
B船は船長Bほか1人が乗り組み、操業を終えて帰航中、両船が衝突した。  
A船：右舷船尾外板及びスパンカーに損傷、死傷者なし  
B船：船首部外板に擦過傷、死傷者なし

A船 遊漁船  
5トン未満 錨泊中

B船 漁船  
4.98トン 航行中

錨泊して船首と船尾の釣り客の間を行き来して手伝っていたところ、船尾方から接近するB船を認めた

船長Aは、錨泊中であることを示す形象物を掲げていなかった

A船には汽笛が装備されていましたが、船長AはB船に対する注意喚起を行いませんでした



船長Aは、B船が約100mに接近したので、釣り客と共に大声で叫びながら、手を振って注意喚起を行った

船長Aは、B船が針路を変えずに接近するので、釣り客を船首に移動させた

天気：晴れ  
風向：北東  
風力：2  
視界良好  
海上：平穏

A船の右舷船尾部と  
B船の船首部とが  
衝突

6月14日  
11時45分ごろ

錨泊中は法定の形象物を掲げ、接近してくる船を認めた場合は、早めに音響信号による注意喚起を行うようにしましょう



再発防止に向けて（事故防止策）

- ・適切な見張りを行うこと
- ・錨泊中であっても適切な見張りを行い、接近する他船があれば、有効な音響信号を行って注意喚起を行うこと

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成25(2013)年11月29日公表)  
[http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2013/MA2013-11-46\\_2012hs0111.pdf](http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2013/MA2013-11-46_2012hs0111.pdf)